2022/4/22

件名:カナダ政府による国境措置の変更(特定の適格な旅行者を対象とした国境措置の緩 和)

本日 22 日、カナダ政府は 4 月 25 日以降、特定の適格な旅行者を対象とした国境措置の緩 和を実施する旨を発表しました。概要は以下のとおりです。

●本 4 月 22 日、カナダ政府は、2022 年 4 月 25 日午前 0 時 1 分(東部標準時間)より特定 の適格な旅行者を対象とした国境措置の緩和を実施する。

●ワクチン接種を完了(注:ブースター接種は含まない従来の定義のまま)した旅行者に同 伴する 5~11 歳のワクチン未接種または一部接種の子どもは、カナダ入国の際に入国前検 査を受ける必要はない。カナダへの渡航資格がある 12 歳以上の部分接種者または未接種者 については、引き続き入国前検査が必要。5 歳未満の子供は、検査結果を提出する必要はな い。

●ワクチン接種を完了したすべての旅行者は、入国時に隔離計画の提出は必要ない。ワクチン接種が完了した大人に同伴する 5~11 歳の子ども及びワクチンに対する医学的禁忌を持 つ旅行者についても、隔離は必要ない。

●2022 年 4 月 25 日以降にカナダに到着するワクチン接種が完了した旅行者は、到着後 14 日間、(1)公共の場にいる間はマスクをすること、(2)症状や徴候が現れないか監視し報告す ること、(3)同じ旅行グループの他の旅行者が症状や徴候を示したり、陽性と判定されたり した場合、自己隔離すること、(4)濃厚接触者と訪問先のリストを保持すること、について 連邦政府から要求されない。ただし、(1)については、旅行者が旅行(当館注:飛行機や船 における搭乗)を終えた後にのみ適用され、旅行中(飛行機や船に搭乗時)にはマスクを着 用し続けなければならない。

【公衆衛生庁プレスリリース】

https://www.canada.ca/en/public-health/news/2022/04/government-of-canadaannounces-additional-easing-of-border-measures-effective-april-25.html

在カナダ日本国大使館 電話:(613)241-8541 メール:<u>consul@ot.mofa.go.jp</u> ホームページ:https://www.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html